

広島県告示第九十七号

令和二年広島県告示第七十七号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、令和六年一月一日から施行する。

令和五年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
二 中間検査を行う期間 令和三年一月一日から令和八年十二月三十 一日まで	二 中間検査を行う期間 令和三年一月一日から令和五年十二月三十 一日まで